	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの																									
100390.011	―― 飼料用のもの		Xq1																							
100390.019	―― その他のもの																									
	――― 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て		Xq1																							
	――― その他のもの	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	TRQ	TRQ-9	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	
	― その他のもの																									
100390.091	―― 飼料用のもの																									
	――― 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するもの	1kgにつき39円	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	――― その他のもの		X																							